

# 働き方改革に伴う 当院の取り組み

現在、国をあげて「働き方改革」が進んでいます。厚生労働省からも「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」という、各医療機関で速やかに取り組むべき項目について通知が行われています。

当院でも、時間外労働や休日労働をはじめとして長時間労働は少なくなく、職員の慢性的な過重労働が続いており、医療の質の低下が懸念されます。

皆さまにおかれましては、以下の通りご理解ご協力をお願い申し上げます。

病状の説明、手術・処置の説明は、原則的に  
勤務時間内（平日8:30～17:30 土曜8:30～12:30）  
に行います。

※ただし、診療等の関係や緊急時においてはこの限りではありません。

当院ではこれまで、皆さまのご都合に合わせた時間に病状説明などを行うことも多く、医療スタッフの慢性的な長時間労働の一因となっていました。

今後、**スタッフからの説明等は原則勤務時間内とし、また可能な限り、ご説明の回数は少なくすることで、お互いの負担を軽減するようにいたします。**

ただし、説明した内容へのご理解が十分でない場合等は、  
ご遠慮なくご相談ください。

お仕事やご用事など調整いただくかと存じますが、  
皆さまのご理解のほど、どうぞよろしく願いいたします。

※勤務時間外である**土曜午後・日曜・祝祭日・平日夜間の診療**  
につきましては、当直医師や当番医師が責任をもって対応し、  
必要に応じ、主治医と連絡を取りつつ適切な診療を行います。



院長 森 義顕